

とうほう

navi

社会科学
情報

Contents

【公共】特集「憲法の番人」の役割を思考実験で考えてみよう	1
問題集の活用案『Winning COM.-PASS 資料読解 世界史〈前近代編〉』、『同〈近現代編〉』を通しての活用の提案	5
『Winning COM.-PASS 資料読解 日本史〈前近代編〉』、『同〈近現代編〉』の活用の提案	7
『Winning COM.-PASS 地理の整理と演習』の活用一例	9
政治・経済の「自己調整学習」定着を目指して——とうほう問題集を活用した実践例	11

【公共】特集

「憲法の番人」の役割を思考実験で考えてみよう



教科書
【公共190-901】『公共 新訂版』

(公共190-901『公共 新訂版』監修・執筆者)



学習院大学
法科大学院 教授
青井 未帆

1 「憲法の番人」という言葉

裁判所は「憲法の番人」と呼ばれることがある。これに関わる条文が日本国憲法81条であり、最高裁判所に一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を与えている。これが違憲審査権であり、本権限の行使により裁判所が憲法秩序を守る役割を担うことから、裁判所に対して「憲法の番人」という表現が用いられるのである。なお、違憲審査権という言葉について、かつては違憲立法審査権と言われることも多かったが、違憲かどうかを判断する対象は立法だけではないため、ここでは違憲審査権という用語を用いる。

裁判所の違憲審査について、しばしば誤解が生じが

ちである。憲法問題が争われる事件が起こると、ニュース等では「裁判所が違憲判断をするかどうか」が大きな注目を集めることが多い。そして、裁判所が憲法判断を避けた場合、「憲法の番人としての役割を果たしていない」と批判されることもある。

そのような批判が妥当な場合も少なくないとはいえ、しかし、裁判所の本来的な任務は、違憲審査権の行使のみにあるわけではない。むしろ裁判所の伝統的な役割は、私たちの日常生活の中で生じる紛争を法に基づいて解決することであると考えられてきた。契約をめぐるトラブル、交通事故、刑事事件など、具体的な争いに対して法を適用し、公正な解決を図ることが、司法の伝統的な役割である。大括りに言えば裁判所の視線の先には「市民」がある。

このような伝統的な作用と違憲審査は相当に性質を異にする。裁判所の視線の先は「国家権力」だからである。日本の場合、違憲審査権は、第二次大戦後に日本国憲法によって裁判所に新たに与えられた権限であり、裁判所にとって比較的新しい任務なのである。

それは日本だけに特殊なのではなく、多くの国は、第二次世界大戦後に違憲審査制を導入した。例外はアメリカで、彼の地では判例法理により古くから（19世紀初めから）、違憲審査が確立していた。

今日、世界の違憲審査制は、大別すると2種類である。ドイツなどのように憲法判断を専門に行う「憲法裁判所」を置いている国と、アメリカのように通常の司法裁判所が憲法判断を行う国である。日本はアメリカと同様、通常の裁判所が、具体的な訴訟の中で憲法判断を行う仕組みをとっている。これを付随的違憲審査制と呼ぶ。

付随的違憲審査制であることから、仮に憲法に照らして問題がある法律が作られたとしても、それだけで直ちに裁判所が乗り出して憲法判断をすることはできない。法律が実際に適用され、それによって不利益を受けた人が訴訟を提起し、憲法的争点が裁判所に認識されたところで、裁判所は違憲審査を行いうることになる。したがって、「憲法の番人」という役割を理解するためには、裁判所がどのような場面で憲法判断を行うのかを、具体的な事例から考えることが有効である。

度に政治的な問題であっても、憲法上の権限配分の問題として裁判所が関与しうることを示している。すなわち、裁判所が判断したのは関税政策そのものの是非ではない。問題となったのは、そのような政策を決定する権限が憲法上どの機関に与えられているのか、大統領がそのような政策を実行する権限を憲法上持っているのかという点であった。裁判所は政策の内容を決定する機関ではないが、政策を決定する機関が憲法上与えられた権限を適切に行使しているかどうかを確認する役割を担っている。裁判所は権力分立を実質的に支える存在なのである。

この事件は、直接的に言えば、国家権力の配分に関する問題であり、「誰がどの権限を持つのか」という憲法の基本ルールの解釈が争われた。しかし、それは私たちの自由の問題につながっていることを意識したい。権力を分立し、国家機関の行為に憲法上の制約を課すのは、権力分立により国家機関が互いに抑制し合うことで、権力の集中を防ぎ、ひいては私たちの自由（人権）を守るという近代立憲主義の考えに基づく。裁判所が政府の行為を憲法の観点から点検し、究極的には私たちの自由を維持するのは、「憲法の番人」という役割の一つの典型的な姿である。



図1 「トランプ関税に揺らぐ日本経済」（2026『テーマ別資料 公共』P.7）

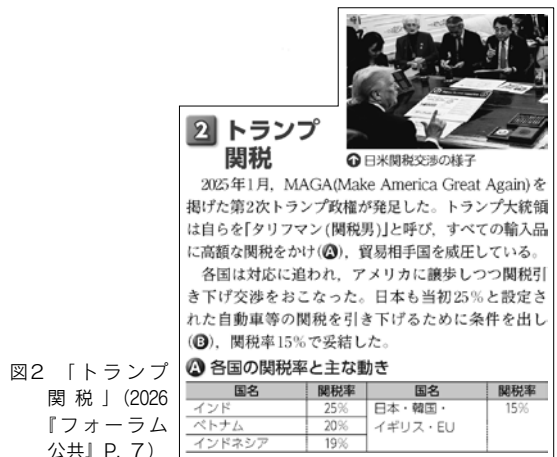


図2 「トランプ関税」（2026『フォーラム 公共』P.7）

2 ニュースで考える：米大統領の関税を裁判所は止められるか

最近のニュースから、裁判所の役割を考える手がかりを得てみたい。まずはアメリカを取り上げたい。

2026年、アメリカで、輸入関税をめぐる訴訟が連邦最高裁判所まで争われた。トランプ大統領が、国家の緊急事態に対応する法律を根拠に、広範な輸入品に関税を課したことは、日本でも広く知られている。この問題に対して企業などが、「関税を決める権限は議会にあり、大統領の権限を超えている」として訴訟を提起したのであった。

近代立憲主義的な憲法は、国家の権力を分割して、立法府・行政府・司法府といった機関に権限を配分するものであり（権力分立）、アメリカ合衆国憲法は、関税や税金を定める権限を議会に与えている（憲法第1条第8節）。このことから、2026年2月、連邦最高裁判所は、大統領の措置は法律の根拠を欠き、違法であると判断したのであった。

この事件は、国家の安全保障や経済政策のような高

3 日本の判例から考える

日本では裁判所が政治的に大きく争われる問題について、憲法に照らして判断する例はそれほど多くない。政治的な問題については、できる限り立法府や行政府の判断を尊重し、憲法判断を慎重に行うという「司法消極主義」が根強いことも指摘されているが、このような姿勢が常に適切であるかどうかについては、憲法学の中でも議論が続いている。裁判所が過度に消極的であれば、憲法による権力の制約が十分に機能しない可能性があるからである。

さて、憲法上の権利との関係で重要な判断が示された最近の例として、警備業法に関する最高裁大法廷判決（2026年2月18日）に注目したい。かつての警備業法には、成年後見制度のもとで成年被後見人や被保佐人とされた者を、個別の能力を考慮することなく警備員の資格から一律に排除する規定があった。本件は、この規定によって警備員として働くことができなくなった人が、憲法違反であるとして争った事件である。最高裁は、この規定が、原告が退職した2017年3月の時点では憲法14条（平等原則）および22条1項（職業選択の自由）に反するものであったと判断した。すなわち精神上の障害を理由として一律に職業を制限することは、必要性や合理性を欠くとされたのである。

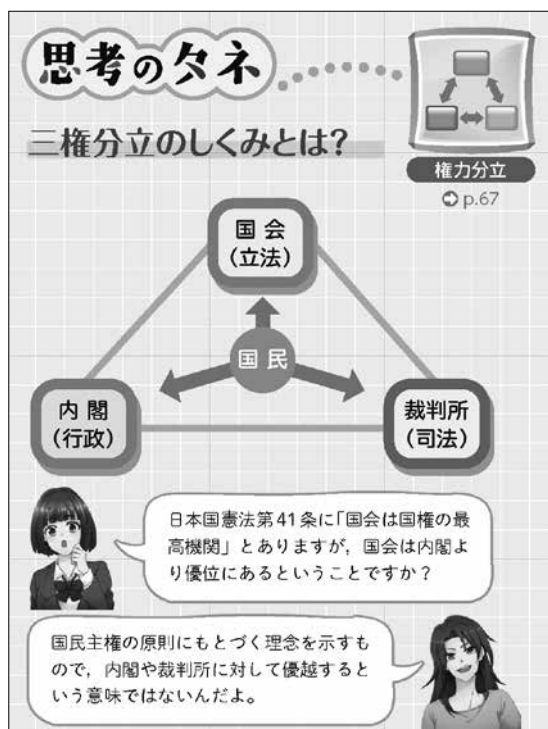


図3 「三権分立のしくみとは？」（『公共190-901』『公共 新訂版』P.71）

ここでいったん私たちの自由の保障に「法律」が果たす役割を確認しておきたい。法律は、政治部門が政策を実施する基本的な方法である。というのも、私たちの自由は、法律の根拠なく制約されえないのであり（法律の留保）、人々の中の権利利益の調整を行う上で、法律が基本的な枠組みを設定し、調整をしているからである。本来、私たちに対して遵法義務を伴う法律が、不当に自由や平等を制約するものであってはならない。そこで政治部門という法律を作る当事者に対する「外部評価」（第三者チェック）が必要である。それが違憲審査にほかならない。裁判所は、法律の内容が個人の自由や平等を不当に制限していないかどうかを、憲法の観点から検討する。議会は民主的に選ばれた議員によって構成されており、社会の様々な利益を調整して政策を決定する広い裁量を持つところ、裁判所が法律を憲法に照らして検討する場合、どのくらいの厳しさで議会（立法府）の裁量をチェックするのかが常に問題となる。

警備業法事件において最高裁は、精神上的の障害を理由に一律に資格を排除する規定が合理性を欠くと判断したが、立法目的そのものを否定したわけではない。警備業の安全性を確保するという目的自体は正当であることを前提に、その手段が適切かどうかを検討し、そうではないと判断したのである。このように、違憲審査とは、政治的判断について、憲法との関係で許される範囲を点検する作業と理解することができる。

4 「憲法の番人」と民主主義

生徒とともに考えてみたい問いとして、たとえば「選挙で選ばれていない裁判官が、議会や政府の判断を覆すことは、民主主義と矛盾しないのか」という問題がある。特に、裁判所の違憲審査権が憲法に明記されておらず、判例法理によって生み出されたアメリカ合衆国では、当初よりこの点が大きな問題として意識されてきた。アメリカに学びながら憲法問題を考えてきた日本の学説や判例においても、重要な論点の一つとして扱われてきている。

議会は、国民が選挙によって選んだ議員によって構成されている。したがって、法律は国民の意思を反映したものと考えられる。一方で、裁判官は選挙で選ばれるわけではない。そのため、裁判所が法律を違憲と判断することは、「反民主的ではないか」という問題である。日本の裁判所は憲法判断を慎重に行う傾向があると言われているが、その理由の一つが、この民主

主義との関係であると言える。

もつとも、日本の場合はアメリカと異なり、憲法に違憲審査権が明記されているのであって（第81条）、適時適切に違憲審査権を行使することは、むしろ裁判所の職責であるといえる。多数者の意思で少数者の権利が不当に制約されないようにすることが立憲主義の意味にほかならず、憲法は個人の自由や平等といった基本的価値を守るために、すべて権力の行使には、人々の権利を侵害しないこと、与えられた権限を超えないことといった限界が設けられている。日本において裁判所がそのような憲法上のルールが守られているかどうかを確認する役割を果たすことは、憲法上、当然のこととして想定されている。

つまり、民主主義との関係を持ち出せば、違憲審査権が引っ込むべき、という問題ではない。むしろ、いつ、どのような事案で「憲法の番人」の役割を前面に押し出すべきか、あるいは口を挟むべきではないかという、事案に応じた理由づけこそが重要である。「憲法の番人」という言葉は、裁判所の役割を象徴的に表したものであるが、その意味は決して単純なものではない。

5 授業での活用

このような問題を考える際に、「思考実験」という形式は有効である。思考実験は、具体的な事例を素材として、そこに関わる様々な制度の意味や価値を生徒自身が考える機会となる。憲法の学習では、条文や仕組みの説明に終始すると抽象的になりがちであるが、究極的な目的は私たちの自由（人権）の保障なのであるから、実際の事件を手がかりに問いを立てることで、憲法が現実の社会や私たちの日常とどのように関わっているのかを実感することができるだろう。

裁判所がどこまで政治に関与するべきか、民主主義と権利保障はどのように調和するのかといった問題には、唯一の正解があるわけではない。だからこそ、生徒が自ら考え、議論する素材として、「憲法の番人」というテーマは非常に有効と考える。たとえば、授業では、次のような問いを提示すると、生徒の理解が深まりやすいのではないかと。

問1 裁判所はどこまで政治部門（立法府・行政府）の判断に踏み込むべきだろうか。社会保障の問題だったらどうか。安全保障の問題だったらどうか。

問2 選挙で選ばれていない裁判官が政治部門の決定を無効にすることが、民主主義との関係で大きな問題を提起するような政策領域はあるだろうか。

問3 社会や国家の安全を守るための規制と、個人の自由をどのように調整するかについて、裁判所はどこまで「憲法の番人」として積極的に判断できるだろうか。

こうした問いかけにより、生徒が裁判所の役割を単に「違憲か合憲かを定める機関」としてではなく、憲法で作られた国家機関間のバランスにより、憲法秩序ひいては私たちの日常生活を支えていることを理解することを目的とする。

そのため、生徒への問いは単に知識を確認するためのものではなく、憲法の仕組みそのものを考える契機であることが求められる。憲法は国家権力のあり方を定める規範であるが、それがどのように運用されるかは、私たちが構成する社会の価値観や私たちが作っている政治文化とも密接に関わっていることを学びたい。なお、教科書『公共 新訂版』では、上述の問題意識に基づいて『「憲法の番人」は何を意味するのか』（P.82・83）という思考実験を設けているので、併せてご参照願いたい。

6 おわりに

最後に、「憲法の番人」という役割は、憲法や法律の条文だけで決まるものではない。裁判所がどこまで権力を制約するのは、社会が司法にどのような役割を期待するかと深く関わっている。

「政治部門が横暴な振る舞いをしたなら、裁判所が横暴さを糺すのは当然だ」と私たちが考えることが、裁判所が「憲法の番人」としてよりよく機能することの前提となる。もし私たちの多くが「裁判所はだまっているべき」と考えるとすると、選挙で選ばれたわけではない裁判所は、間違いなく二の足を踏むことになるだろう。司法の判断にとって国民による理解は命だからである。

憲法を学ぶことは、単に憲法に書かれている制度を知ることではない。私たちがどのような社会を望み、そのために裁判所にどのような役割を期待するのかを考える営みでもある。「憲法の番人」という言葉は、その問いを私たちに投げかけている。

『Winning COM.-PASS 資料読解 世界史〈前近代編〉』、『同〈近現代編〉』を通しての活用の提案

世界史探究問題集
『Winning COM.-PASS
資料読解世界史〈前近代編〉』
歴史総合、世界史探究問題集
『同〈近現代編〉』



北海道札幌西高等学校
教諭
わた なべ たい すけ
渡 邊 大 輔



1

はじめに——歴史で育成すべき資質・能力とは

『こうして歴史学は、何よりも問いかげの歴史学としての特徴を強く帯びることとなった。マルク・ブロックが己れを虚しうして史料に対するという実証主義の歴史学に対し、「資料は問いかげねば答えてくれない」と応じた時、すでにして問いの持つ意味は十分に自覚されていた。』二宮宏之の言葉は、歴史学が本質的に「問いかげの学問」であることを示している。

新学習指導要領導入から4年。世界史探究も教科書改訂という節目を目前に控えている。この間、現場は混迷の中にあつた。教材不足や先行き不透明な共通テストに直面し、旧世界史Bの枠組みを維持すべきか、新課程が掲げる育成すべき資質・能力に立脚して実践を再構築すべきか。後者にしても、具体的な授業構築は試行錯誤の連続であつた。

しかし共通テスト実施を経て、大学入試センターが求める資質・能力の輪郭が見えつつある。それは、教科書を鵜呑みにした機械的な知識の習得や、与えられた問いに受動的に答える力ではない。求められるのは、「より良い社会の実現を担う主体」として、世界の「来し方」を時間・空間的な繋がりの中で多角的に理解し、変容や構造を通じて概念化しながら「いま」と課題を把握し、「行く末」を考え行動しようとする力である。つまり、史資料から事実立脚的に実態を把握できる虫の目、実態を俯瞰して論理整合的に概念化できる鳥の目を持って現実世界を理解し、自らの経験に基づいて「自分事化された」テーマに対する問いと仮説を設定し、史資料を収集して分析・整理しながら

答えを探し続けようとする力が求められているのではないか。

2

本シリーズの有する意義——活用経験を通じて

著者は、2年3単位「世界史探究」履修後の3年3単位「発展世界史」で、探究活動終了後の約2か月間に15回程度〈近現代編〉を活用した。また、3年4単位「世界史探究」では、11月上旬の教科書終了後約1か月間に10回程度活用した。以降、本書の各構成について、順に言及してみたい。

(1) **資料読解の解法・スキル** 特集では、共通テストの過去問から、史資料を読み解く視点や方法を体系的に習得できる。ファシズムや共産主義の概念をめぐる「日本はファシズム体制であつたか否か」という異なる見解を比較し根拠を検討するなど、開かれた問いから探究過程を追体験できる構成である。さらに、ベネディクト・アンダーソンが『想像の共同体』を執筆した理由に関する仮説形成など、新課程が重視する探究プロセスが強く意識されている点も評価できる。

(2) **世界史探究（近現代）8単元** 各単元の重要概念を軸に史資料を読み解き、歴史的な見方・考え方を働かせて理解を深める構成である。「冷戦の終結と今日の世界」では、地域紛争やテロリズムの拡大に関する「なぜ冷戦後も紛争が続くのか」という開かれた問いに対し、解決を視野に入れた見解を論述する設問があり、大学入試にも通じる高度な思考力・表現力の育成にも資する。

(3) **地球世界の課題の探究** 学習指導要領の大項目(4)

に対応し時代を横断した俯瞰的視点で変化と構造の理解を促す構成である。「経済格差～」は、各時代・地域の貧困問題への対応を比較し、現代的課題である格差是正の方策を自助・共助・公助の観点から論述させる問題で、探究力・論述力の育成に有効だ。「科学技術～」では、無文字社会の歴史をめぐる発表に対し、妥当性を批判的に検討する活動が設定され、協働的な議論を通じた探究の深化が図られている。

(4) 歴史総合 ここでは「近代化」などの大単元ごとに、既習内容を概念的枠組みと結び付けつつ再構成できる。学習者は多様な史資料から因果関係や類似・差異を分析し、歴史の流れを捉える見方・考え方を働かせつつ復習を行う。例えば「近代化」では、生徒の探究活動を素材に「移民」という概念的課題を設定し、「なぜアメリカから中国へ移民の流れが生じたのか」という教科書記述だけでは説明しきれない問いが提示される。そして複数の仮説の比較検討や追加資料による妥当性の判断、理由の表現などの過程が組み立てられる。さらに、中華系移民の排斥と日系移民の増加を日本と世界の関係性の中で捉え直す構成も特徴的だ。1924年の排日移民法に至る前段階として1908年の日米紳士協約の史料を扱い、「日系移民に対しては家族以外旅券を発行しない」という移民制限の読み取りと、グラフから時期を特定する思考が求められる。加えて、「写真花嫁」の増加との関連を補助資料で発展させれば、ジェンダーの視点を取り入れた探究活動への深化も可能……と本書は活用の広がりをもっている。

3

本シリーズの活用案——1年間で効果的に活用するために

〈近現代編〉は史資料に基づく事実認識と概念理解を往還し探究的な学びを実現する構成で、授業実践において高い教育的効果を発揮する。活用法は複数考えられるが、一つは教科書履修後の活用が挙げられる。史資料読解で概念理解を深め、歴史的な見方・考え方の精緻化が可能だが、探究的手法や現代的諸課題との接続を踏まえると生かしきれない側面もある。むしろ大項目E(4)に位置付けられる探究活動の前段階で用い、必要な歴史的技能や思考の枠組みを育成する、教科書学習と並行使用し、内容理解を資料で補強しながら段階的に資質・能力を育成するなどが有効だろう。

ここからは今春刊行の〈前近代編〉にも触れたい。

(1) テーマ史 「世界史へのまなざし」の「地球環境～」では、人類と環境の相互作用を主題に、グラフや史料から俯瞰的視点が養える。変化のみならず構造に

も着目する世界史探究の導入に適しており、フェルナン=ブローデルの提唱した歴史の長期波動や環境史と関連付けることで、より発展的な理解へと繋がる。また「諸地域の歴史的特質の形成」の「身分・階級」では、中国の科挙、インドのカースト、アテネの民主政それぞれの秩序原理を「血統」「学力」「出生地」の観点で分類させており、具体的事例を抽象的概念へと昇華する力が測れる。「諸地域の交流・再編」では、銀が主題の探究事例から、提示資料が仮説検証に適切かを判断する問題があり、資料選択の観点が養える。さらに人口変化の設問では、生徒の作成したパネルの誤りを指摘する形式が採られ、協働的学習を前提とした批判的検討の力を育成する工夫も見られる。

(2) 世界史探究（前近代）11単元 ここでも、資料から教科書の概念的記述を再検討し、理解を深化させる構成が一貫している。例えば、ヘブライ人に関する教科書記述の再考や、殷の神権政治での占いの運用実態の史料を扱う問題、漫画『天幕のジャードウーガル』などから地域や時代による奴隷制の差異を扱う問題がある。また、大航海時代と大交易時代の概念を比較する問題では、概念用語は固定的でなく、研究の進展で再定義されることが考察できる。これを敷衍すれば、絶対王政概念について、二宮宏之の「フランス絶対王政の統治構造」で同様の実践をすることもできる。

一方、現代的諸課題との繋がりがや探究活動との接続にも配慮されている。例えば日本とイギリスの比較から、征服や支配による文化変容を考察させる問題。これは、島国としての立地や他国に完全に征服されたことがあるかに着目し、アイルランドも含め、文化・言語・宗教など多様な観点から発展的なグループ学習への展開も可能だ。さらに、仮説検証の力を養う問題として、19世紀中国の人口増加率低下の要因をめぐる考察が挙げられる。複数資料から仮説を立て、妥当性を検証する過程は、〈近現代編〉の移民問題とも接続しており、概念理解の継続的な深化に寄与する。

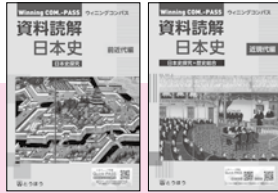
4

まとめにかえて

本書には多くの「開かれた問い」が設定されており、容易に結論の出ない問いを通して思考を深める構成となっている。これらは近年重要視される「本質的な問い」へと接続しうるし、教員が「本質的な問いを後付け」もできるため、今後の学習指導の方向性を見据えた教材としての射程を包含していると言えよう。

『Winning COM.-PASS 資料読解 日本史〈前近代編〉』、『同〈近現代編〉』の活用の提案

日本史探究問題集
『Winning COM.-PASS 資料読解
日本史〈前近代編〉』
歴史総合、日本史探究問題集
『同〈近現代編〉』



長野県松本蟻ヶ崎高等学校
教諭

先 皇 太



1

歴史学習の転換点と、本書が果たすべき役割

現代の日本史の学習において、生徒たちが直面している最大の壁は、用語の暗記だけでは到底太刀打ちできない「初見資料の読解」です。近年の大学入学共通テストや二次試験を見れば明らかのように、歴史教育の焦点は「何を知っているか」から「残された資料から何を見出すか」へと大きくシフトしています。

しかし、現場の生徒たちの実態はどうでしょうか。膨大な学習範囲に対して絶対的に不足している授業時数という制約の中、教科書レベルの知識を詰め込むだけで精一杯になり、いざ未見の史料や複雑な図版、統計グラフを目の前にすると、途端に思考が停止してしまう光景が散見されます。「どこに注目すべきか」「既習知識のどれを引き出せば資料と結び付くのか」という接続の部分で、多くの生徒が迷走しているのです。知識という「点」は持っていますが、それを資料読解という「線」に繋げる術を知らない。そういった生徒の姿が、思い浮かぶのではないのでしょうか。

昨年刊行された『Winning COM.-PASS 資料読解 日本史〈近現代編〉』、そして今春刊行の『同〈前近代編〉』は、まさにこの知識と資料の間に横たわる深いギャップを埋めるための教材だと思って採択しました。「架け橋」とでもいいでしょうか。生徒を受動的な暗記から、自ら歴史の断片を繋ぎ合わせる能動的な学習者へと変容させることに繋がるものと思います。今回は〈前近代編〉を例に、「授業で掲載される資料をどのように活用するか」という視点においてご紹介します。

2

ただの「知識」を「使える武器」へと昇華させる

本書のポイントは、頭の中にある「単なる用語の記憶」を、目の前の初見資料を解き明かすための「生きた武器」へと変えることにあります。

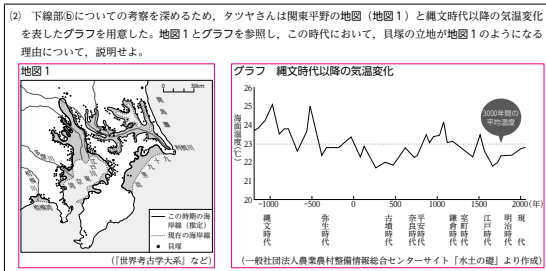
多くの生徒は、授業や教科書から学んだ膨大な知識を持っています。しかし、入試などで未知の史料や複雑なグラフを突きつけられると、その「知っているはずの知識」をどこでどのように使えばよいのか分からず、立ち止まってしまいます。資料読解の本質は、マニアックな知識を競うことではなく、「誰もが知る基礎知識」を初見の資料に正しくぶつけ、論理的な答えを導き出すことにあります。本書は、そうした「知っているはずの知識」と「目の前の初見資料」をガッチリと結び付けるための訓練の場になるかもしれません。

例1：「縄文海進」を資料から認識する

具体例として、「縄文時代の環境変化」をテーマにした複合問題（地図・グラフ・復元図）を挙げてみます。

■文化のはじまり 考古学に興味のあるマサヤさんとタツヤさんは、埋蔵文化財調査センターでインターンシップを行い、成果発表会で報告するためにスライドを作成した。会話を読み、あとの問いに答えよ。
スライド 埋蔵文化財調査センターでの業務 (宮崎県埋蔵文化財センターホームページ)

先 生：それでは、埋蔵文化財調査センターでのインターンシップについて、報告をお願いします。
マサヤさん：はい。業務内容をまとめたこちらのスライドをご覧ください。埋蔵文化財調査センターでは、主に野外の遺跡で行う発掘調査作業とセンター内で行う整理作業の2段階で業務が行われています。
タツヤさん：まず私は、①分布調査に同行しました。分布調査とは、現地を実際に歩いて地上に出てきた土器などを採集し、遺跡の有無を調べることを言います。分布調査では調査員の方から、遺跡の立地は地形と②環境に③関係しているということを解説していただきました。



▲(前近代編) P. 8-9 ①日本文化のあけぼの ②文化のはじまり(2)

ここで挙げられる資料は、貝塚の位置と縄文時代の海岸線を示す地図、縄文時代以降の気温変化のグラフです。気温の上昇は、それまでの時代とは異なる縄文文化を生み出す根幹をなす要素であるといえます。そして、その気温上昇をグラフが、それによって引き起こされる環境の変化を地図が表現しています。これらの資料は、縄文時代の授業の復習として、知識を再構築していくのに有効なものです。

縄文時代の授業の復習としてこの問題に取り組むことで、生徒はグラフの数値が現代より高いことを確認し、授業で学んだ「温暖」という情報と、目の前の「客観的データ」を初めて結び付けます。さらに、内陸に点在する貝塚の立地を地図上で確認することで、かつての海岸線がどこにあったのかを視覚的に捉え直し、授業の用語として暗記していた「縄文海進」というワードを、単なる用語としてではなく、具体的な地形の変化を伴う「歴史的事実」として、生徒自身の力で再構築することができるのです。

もしくは、これらの資料は授業の導入としても活用できると考えられます。「縄文時代ってどんな時代？」という問いかけをして、この問題の二つの資料を生徒に着目させることで、縄文文化を生み出す重要な要素である「温暖」をしっかり認識した上で、授業で出てくる知識に向き合い、有機的に結び付けながら知識を構築していくことができるかもしれません。

3 資料からシミュレーションして「思考」を経験する

本書のさらなる魅力は、資料を通じて当時の社会が抱えていた課題を追体験し、解決策を導き出す「思考のシミュレーション」を経験できる点にあります。

例2：江戸時代の経済政策を考える

江戸時代の経済政策を扱うページでは、米価の推移グラフと、時期の異なる二つの「酒造り」に関する御書が提示されます。

5 天保の改革 天保の改革に関して、あとの問いに答えよ。

史料 〇〇〇〇(大意) (「グラフィックワイド歴史」)

……大坂の奉行・諸役人は庶民に対する思いやりの心を忘れ、ためらぬ政治をしている。……やむなく天下のために思い、庶民を苦しめている諸役人やおごり高ぶる悪徳町人・金持ちを攻め討ち、その者たちの貯えおいた金銀や米を庶民に配分したい。……

(4) 江戸時代には、米を原料とする酒造りで米価を調整する政策が行われた。米価と酒造量の関係を簡潔に表すと、次のグラフようになる。仮にあなたが、史料の事件前の為政者であった場合、酒造量をどのように調整すべきか。史料の事件前の状況として類推できることX・Yと推すべき酒造りの調整策を示す史料a・bの組合せとして適当なものを選べ。

史料の事件前の状況として類推できること
X 冷害・風水害による影響で米が不作。
Y 温暖な気候と適度な降雨で米が豊作。

史料
a 「御触書宝曆集成」(大意)
(三奉行へ) 酒造米について、……今後諸国とも元禄10年の定数までは、新酒・寒造りなど自由勝手よい……
b 「御触書天明集成」(大意)
(御勘定奉行へ) 諸国の酒造業について、……諸国ともこれまでの酒造米高の内、半分だけ酒造を認めることにする。また休酒額は酒造高はあっても造ってはならない。
(史料a・b：「箱木歴史」による)

① X-a ② X-b ③ Y-a ④ Y-b

▲(前近代編) P.68-69 ⑩幕藩体制の動揺 5 天保の改革(4)

これは、問題としても、授業で「思考」を体験する学習活動として扱うにしても、非常に良い資料であり、良い問題であると思います。

まずはグラフから市場のメカニズムを、そして米の流通と酒造の関係を読み取らせ、「米の流通量が減れば米価が急騰する」という市場機能、そして、米を原材料とする産業である酒造業が米の流通量に影響を与えることを認識します。その上で、問題冒頭で示されている大塩平八郎の檄文から、「この檄文に示されるようなことが起きる時代に、どのような経済政策をすべきなのか？」と問いかけ、資料のグラフから読み取れたことを念頭に思考する経験ができると思います。「自分が当時の政治家だったら……」というシミュレーションのもとで思考することで、「実際はどうだったのか？」という疑問が生まれ、授業で得る知識をより定着させやすくしてくれることでしょう。

4 おわりに

以上にお示しましたように、本書の中には授業で活用できるものがたくさんあります。皆さんの授業に置換していくことで、授業でも生徒の主体的な思考の場が設定しやすくなると思います。

今回は授業での活用を念頭にお話ししましたが、そもそも問題集としての完成度も高いと感じています。ただ生徒に持たせておくだけでも、十分に価値があると思います。歴史の断片を繋ぎ合わせ、思考し続ける能動的な学習者として生徒を育成するために、ぜひご活用ください。

『Winning COM.-PASS地理の整理と演習』の活用一例



地理問題集
『Winning COM.-PASS
地理の整理と演習』

長野県長野西高等学校
教諭

平澤賢

(『Winning COM.-PASS地理の整理と演習』編集委員)

1 「どう勉強したらいいですか？」

生徒からよく質問される。先生方も同様の質問を受けたことがあるのではないかな。

昨年から「地理総合、地理探究」という新科目で大学入学共通テストが実施されたが、各予備校の分析を見れば、「地理Bからの大きな変化はない」と断言しているところが多い。「令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」によると、「問題の作成に当たっては、地域を様々なスケールから捉える問題や、地理的な諸事象に対して知識を基に推論したり、資料を基に検証したりする問題、系統地理と地誌の両分野を関連付けた問題などを含めて検討する」とある。このことから、「地理総合、地理探究」という新科目になっても、求められている力は、「地理B」のころからあまり変化していない。

私は「どう勉強したらいいですか？」と聞かれたら、まずは基本的な知識を身に付ける。そのうえで、問題に当たる。解説を見て、どのように考える必要があるのか学ぶ。そして必ず地図帳を見る。このように回答している。

2 本書の特徴

本書は先に述べた学習に適している。

まず、基本的な知識を身に付けるために、【ポイント整理】がある。図のように、頻出事項や重要事項について非常に簡潔にまとめられており、穴埋め形式で学習することが可能である。

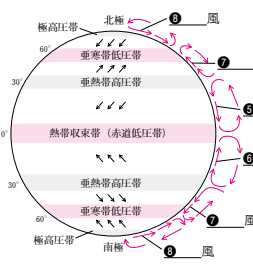
② 間帯土壌…母岩の影響を受けて生成され、局地的に分布する。

土 壌	分 布	母 岩	特 徴
①	地中海沿岸	石灰岩	赤褐色の肥沃土
②	ブラジル高原南部	玄武岩	赤紫色の肥沃土
③	インドのデカン高原	玄武岩	黒色の肥沃土
④	黄河流域	砂漠土が風で運ばれた	肥沃土
	東欧～ロシア南部	氷河性堆積物が風で運ばれた	肥沃土

また、図や分布での理解が不可欠な事項についても分かりやすくまとめられている。

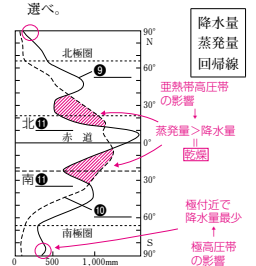
② 恒常風（大規模な風系）

①～④にあてはまる恒常風の名称を答えよ。



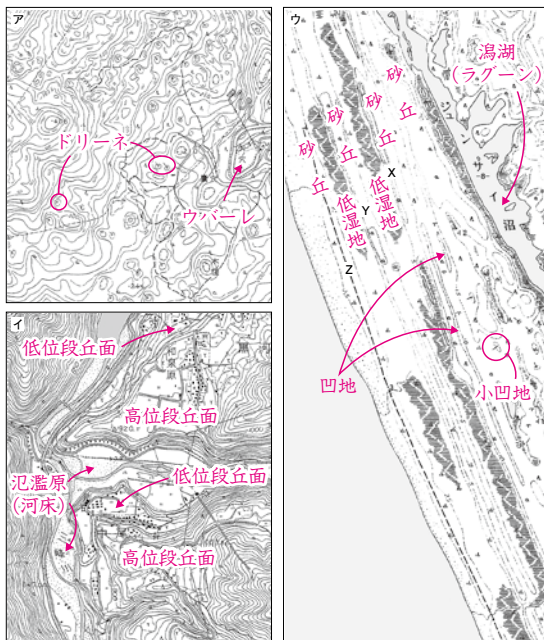
③ 緯度別年降水量と蒸発量

①～④にあてはまる語句を、次から選べ。



基本的な事項を理解した後、【演習問題】に取り組むことができる。本書は毎年、出題傾向に合っていない問題の削除や見直し、新傾向の問題への更新、オリジナル問題の追加を行っており、不易と流行を十分考慮して作成している。

本書は各単元の問題数が多く、良問ぞろいなことに加え、解説も非常に丁寧である。「なぜその解答にたどり着くのか」説明がなされるだけでなく、図を用いた解説、付随してどのような知識が必要かまで、記載されている。



ストの問題を解くのに役立つことを理解してもらう。

(2) 夏休みの補習で活用

3年の夏休み補習で、復習に本書を利用している。「①地図・地理情報」の単元から問題を解き、補充が必要な問題は解説を行っている。本校生徒は、複数単元にまたがる問題を苦手とするため、ほかの単元と関連させた解説を行うよう心掛けている。特に、「②地形」や「③気候・水」は基本的事項の確認のため【ポイント整理】から行っている。

(3) 授業内で使用

近年の問題は、資料の読み取りが複雑になっている。そこで、本書に記載された問題を「この問題の解説を考えよう」と授業内で扱うこともある。生徒たちはワークシートやロイロノートに解説を記入し、隣の人のペアワークやグループワークを行うことで、理解を深める学習を実施している。このような学習から、初見の資料を読み取る力を育成したい。

また、一見複雑そうに見える資料でも、時間をかけて1つずつ正確に読み取る練習にもなる。過去問ではなく、資料集等に載っている資料で授業を展開することもある。共通テスト本番はスピードを求められるが、まずは時間をかけても正確に読み取る力を身に付けるように心掛けている。

2024年度版までの欠点として、分野横断型の問題に対応しにくいことがあった。「令和8年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」で挙げられている、「系統地理と地誌の両分野を関連付けた問題」などに対応しにくかった。そこで、2025年度版から「⑤新傾向・融合問題」と称して、複数の単元にまたがる問題や防災の問題を特設ページにまとめた。

このような特徴がある本書は、共通テスト「地理総合、地理探究」の対策に非常に適した一冊である。

4 終わりに

少ない単位数の中で、教科書をいかに終わらせるかが至上命題となり、地理において大切なことを伝えられていないと年度末のたびに考える。

今年度の共通テストでは、カシミアヤギの問題を見て、私たちの生活とのつながりをもっと伝える必要があると改めて感じた。昨今の世界情勢を例に、地図帳等で把握することやなぜ紛争が起きているのか原因を知ること。オリンピックやWBCで日本代表が対戦した国を調べたり、金メダルを取った国の競技人口を調べ、それがなぜか理由を考えたりすること。このように、私たちの生活と教科書の内容をつなげることが最も大切なことであり、生徒たちに身に付けてほしい力である。

冒頭の「どう勉強したらいいですか？」の答えに、日頃からニュースを見て、世の中に関心を持つことが含まれることを忘れないようにしたい。

3 本書の活用例

本校では、「地理探究」は理系の生徒が選択しているため、共通テスト対策を主としている。本書は3年次に購入し、次のような3つの場面で活用している。

(1) 定期テストに出題

先に述べたように、分野別で分かれているため、定期テストで出題しやすい。ただし、本書は過去問を使用しているため、選択肢の中に未習範囲が含まれていたり、レベルが高く生徒たちが解けなかったりすることがある。その場合は、「この問題を解こうとしたときに、以下のように考えた。」などと誘導文を作成し(所々穴埋め形式で基礎知識を確認)、生徒たちが正解の選択肢にたどり着けるように作成した。この際、解説の文章を参考にしたこともある。このように定期テストで出題することで、授業で学習した内容が共通テ

政治・経済の「自己調整学習」 定着を目指して —とうほう問題集を活用した実践例

「公共、政治・経済」問題集
『Winning COM.-PASS 公共・
政経の整理と演習』



長野県松本県ヶ丘高等学校
教諭

(2026年4月から長野県教育委員会事務局
学びの改革支援課 指導主事)

みやさかまさのり
宮坂 正義



1 多様な生徒に対応する「自己調整」

3年次の選択科目として「政治・経済」を設定している中堅進学校の本校は、いわゆる文系の生徒を中心に共通テスト（以下、共テ）で「公共、政治・経済」を受験する生徒が多い。本書は共テ受験者をターゲットに編集されているため、授業外での家庭学習用教材として本校にぴったりだということになる。とはいえ、生徒の学力の様態は多様であり、経済分野が極端に苦手な生徒もいれば、政治と聞いただけでやる気を失ってしまう生徒もいる。また、結局は共テを受験しなかったり、逆に私立大学の骨のある試験に挑む者もいたりするため、「政治・経済」の授業には、近年急増している総合型選抜に対応できるだけの「世界を見る目」を養うという重要な役目もある。画一的に共テで高得点を「とらせる」ための教材活用は、生徒の実態にも、科目の趣旨にもそぐわないといえるのではない。

そこで、本校では「自己調整学習」の要素を家庭学習用演習教材の活用に取り入れてみた。「自己調整学習」とは、生徒自身が学習の目標を設定し、能動的に学習方法等を選択、自身の学習プロセスや結果の振り返りを自ら行う、主体的な学習のことである。教員が「これをやるべき」あるいは「やりなさい」という形で指導するのではなく、生徒が「どうになりたいか」「どのように学習したいか」を考え、振り返る機会が得られるよう指導する。特に本校のような中堅進学校の生徒は、真面目で勤勉である反面、与えられたことを疑うことなく「頑張っつて」こなしてきた生徒も多く、学習への内発的動機付けに乏しい場合もあるから、こうした「自己調整」を意識することは、高校卒業後も学び、探究し続けるマインドを育てる第一歩と

して考えることができるのではない。

2 指導の実際はできることから

といっても、本格的な「自己調整学習」のデザインでは、振り返りの機会の設定と学習方法やスケジュールの再検討を繰り返すプロセスが必須だが、最初からパーフェクトに実装するのは難しい。だから手始めとして、生徒への大雑把な「選択肢」の提示からはじめてみている。

以下に実際に生徒に配信した例を挙げる。ただし、ここでは、2年次に必修の「公共」で購入した『ニューコンパスノート公共』を併用している。

夏休みが終わるまでにやっておきたいこと（例）

レベル0 「政治・経済」を受験に使わない人

授業の復習はどうしても必要です。定期テスト1に向けて『ウィニングコンパス公共・政経』に早くから取り組みましょう。基本的にはページ順で結構です。別の時間にお伝えした通り、本を読むこと、新聞を読むこと、エッセイを書くことを並行して行ってください。高校生レベルの教養は卒業後も必ず役に立ちます。

レベル1 共通テストで使うが、まだ「政治・経済」に時間をかける余裕がない人

授業で扱った範囲について『ウィニングコンパス公共・政経』を普段からやっておくのに加え、昨年の公共の『ニューコンパスノート』で既習範囲の「ポイント整理」・「用語チェック」だけでも一通りやっておきましょう。「ざっと」でもやっておくと、本格的な受験対策のときに、そういえば「こんな用語」あったなあ、そういえば「やったやった」と思い出すきっかけができます。

レベル2 共通テストで使うので、ある程度しっかりやっておきたい人

『ウィニングコンパス公共・政経』の最初から「金融」までを一通りやっておきます（できれば2周）。ただし、確保できる時間に応じて『ニューコンパスノート』を併用し、「ポイント整理」や「用語チェック」を飛ばすとか「実戦問題」を飛ばすとか、「正誤問題スピードチェック」を飛ばすとか、各自の実情に合わせて柔軟に計画をデザインすることが大切です。

レベル3 共通テストで何としても高い目標点に届きたい人

『ウィニングコンパス公共・政経』を最初から「金融」まで一通りやったうえで、市販の「共通テスト型」問題集に取り組むとよいでしょう。単元別、単問型の問題集で結構です。センター／共テの問題は、なぜその正解になるのか、自分で説明できるようにすることが大切です。

レベル4 共通テストで何としても高い目標点に届きたい人（上級）

『ウィニングコンパス公共・政経』の内容がだいたい定着している場合は、市販の「共通テスト型」問題集に取り組みながら、並行して共テ／センターの過去問5～10年分を解いてください。なぜその正解になるのか、自分で説明できるようにすることが大切です。

レベル5 共通テストマニア

（省略）

レベル6 私大受験で「政治・経済」を使いたい人

どちらかというと『ニューコンパスノート公共』を基本にし、既習範囲の「実戦問題」をしっかりやっておきましょう。そのうえで『政治・経済 標準問題精講』などを、できるところまで取り組むとよいでしょう。

う」ということをしっかりと伝えておくのには留意したい。

3 活用する主体はあくまで生徒

先に書いたとおり、本校では2年次に購入した『ニューコンパスノート』と3年次購入の『ウィニングコンパス』を併用している。というのも、『ニューコンパス』は難しすぎ、『ウィニングコンパス』では自己調整の範囲が狭いからである。どちらかという、「ポイント整理」「用語チェック」「実戦問題」「特別講座」と4部構成になっている『ニューコンパス』の方が自己調整の自由度が高い。しかし、「ポイント整理」と「用語チェック」が本校生にとっては難しすぎるため（特に政経の方は難しいので「公共」を使っている）、これまでレールに乗ることが当たり前だった真面目な生徒たちは、調べてもわからない用語にぶつかるとやる気を失ってしまったり、極端に自己肯定感を下げてしまったりする。かといって『ウィニングコンパス』は共テに特化しているの、やや物足りなさを感じるのと、必ずしも共テを受験するわけではない生徒にとって「これじゃない感」がある。私としては、多様な生徒の態にあわせた個別最適な学習に役立つよう、生徒による調整、取捨選択の幅が広い、総合的な演習教材の登場を期待している。

本格的な「自己調整学習」を定着させるには、生徒の学習成果のモニタリングや目標再設定、学習計画の振り返りとリ・デザインを、ICT等を駆使して「仕組み化」する必要がある。これらをうまく組み入れるにはそれなりに骨が折れるが、単に共テの平均点に一喜一憂するような受験指導から解放されて、受験のその先を意識した授業に集中できるかもしれない。

いずれにしても、教材を活用するのは教師ではなく、生徒である。教師の目標を達成するためのものではなく、生徒の目標を生徒が達成するためのものだ。私たちはそのための伴走技術をこそ身に付けたい。


改めてここに記してみると、たいしたことはしていない。ほとんどの生徒はレベル2と3ということになり、そのなかの選択肢について自分でよく考えてください、という程度のものになっている。もちろんここで「レベル」と言っているのは学力レベルのことではなく、自分の中での目標設定であり、「目標はみんな違って当たり前」だし、「途中で目標を見直してみよ

とうほうnavi

— 社会科情報 — 第12号

2026年4月 発行

代表者 星沢 卓也

編集・発行  東京法令出版株式会社 ©

☎112-0002 東京都文京区小石川5丁目17番3号 ☎03(5803)3304
☎534-0024 大阪府都島区東野田町1丁目17番12号 ☎06(6355)5226
☎062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1番27号 ☎011(822)8811
☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1番10号 ☎022(216)5871
☎460-0003 名古屋市中区錦1丁目6番34号 ☎052(218)5552
☎730-0005 広島市中区西白島町11番9号 ☎082(212)0888
☎610-0011 福岡市中央区高砂2丁目13番22号 ☎092(533)1588
☎380-8688 長野市南千歳町1005番地

【営業】 ☎026(224)5411 FAX026(224)5419

【編集】 ☎026(224)5421 FAX026(224)5409

<https://toho.tokyo-horei.co.jp/>